

令和8年確定申告事務 人材派遣業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

所得税及び市県民税申告相談会場の予約受付と来場者に対する円滑な案内や、課税資料の整理作業を行うための安定した人員の確保を目的とする。

2 業務の概要

- (1) 申告会場における受付及び案内業務
- (2) 課税資料整理業務
- (3) 申告会場における受付及び案内についての研修受講

3 履行期間

令和8年1月13日（火）から令和8年5月12日（火）まで

4 提案上限額

5,368,770 円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約時の予定価格を示すものではなく、本業務委託料の最大規模を示すものである。

5 公募型プロポーザルにより受注候補者を選定する理由

本事業は、大量の個人情報を取り扱うこととなるため、個人情報保護においては、万全な措置を講じることが必要である。したがって、価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を受け、価格以外の面からも評価し、受注候補者を選定するため「プロポーザル方式」とする。また、民間事業者の発想力や経験などを生かした業務の実施方針を幅広く求める必要があるため「公募型」とする。

6 業務スケジュール

実施内容	期日等
公募開始	令和7年10月 21日（火）
質問事項受付	令和7年10月 28日（火） 17時まで
提案書提出期限	令和7年11月 4日（火） 16時必着
受注候補者選定会	令和7年11月中旬
受注内定通知	令和7年11月下旬予定
契約締結	令和7年11月下旬予定

7 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- （１） 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当するものでないこと。
- （２） 柳川市の入札参加停止措置をうけている者でないこと。
- （３） 会社更生法第１７条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- （４） 役員等が、柳川市暴力団等追放推進条例に規定する暴力団関係者ではないこと。
- （５） 前各号に掲げるもののほか、この実施要領及び仕様書等において求める要件を満たしていること。

8 参加申込の手続き

（１）担当課（問合せ先）

〒８３２－８６０１

福岡県柳川市本町８７番地１

柳川市役所市民部税務課市民税係

電話：０９４４－７７－８４５３

メール：zeimu@city.yanagawa.lg.jp

（２）提出書類

- ① 参加申込書（様式第１号）
- ② 提案書（任意様式）
- ③ 見積書（任意様式）
- ④ 業務実績調書（様式第２号）
- ⑤ セキュリティポリシー（任意様式）
- ⑥ 労働者派遣事業許可証の写し

（３）提出方法

持参、郵送又は電子メールにより、８（１）の担当課あて提出すること。電子メール（データ容量は５MB以下）による提出の際は、送信後、必ず担当課へ電話により受信確認をしてください。

（４）提出期限

令和７年１１月４日（火）１６時必着

9 質問及び回答

（１）質問

① 質問方法

質問書（様式第３号）を持参、郵送又は電子メールにより、８（１）の担当課あてへ提出すること。

電子メール（データ容量は5MB以下）による提出の際は、件名に「【令和8年申告相談受付人材派遣業務】（事業者名）」と明記すること。送信後は、必ず担当課へ電話での受信確認を行ってください。

② 質問受付期間

令和7年10月21日（火）から令和7年10月28日（火）17時まで

(2) 回答方法

令和7年10月31日（金）までに柳川市公式ホームページに掲載する。

※ただし、特定の質問に対する回答が事業者選定の公平性を損なうと判断した場合、当該質問には回答しない。

※また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

10 選定方法

(1) 選定基準

別紙「令和8年確定申告事務人材派遣業務に係る提案書選定基準」のとおり

(2) 受注候補者の選定は、非公開の選定会（書類審査）により行う。

(3) 選定会における審査の結果、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を受注候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、当該者と合意に至らなかった場合は、次に合計点数の高い者から順に交渉を行う。

11 契約方法

10において合意したものと随意契約を行う。

根拠法令：地方自治法施行例第167条の2第1項第2号

12 選定結果の通知

選定結果は、選定作業終了後すべての参加者に書面で通知する。なお、参加者は、当プロポーザルに関する一切の事項について、異議その他苦情を申し出ることはできない。

13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

(1) 7の参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出期限までに提出書類が提出されていなかった場合

(3) 提出書類に虚偽があった場合

(4) 見積額が提案上限額を超えている場合

(5) 審査の公平性を害する行為があった場合

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が失格であると認めた場合

14 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は、返却しない。
- ② 提出された書類は、本プロポーザルにおける受注候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、柳川市情報公開条例に基づき対応する。

(2) その他

- ① 本プロポーザルに係る費用については、全て参加者負担とする。
- ② 参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ③ 提案書及び見積書は、1者につき1案に限る。
- ④ 参加者が1者のみの場合であっても、選定委員による選定会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。可否の決定においては評価点100点満点中70点以上を可とする。